

III 主要事項

第1 新型コロナウイルス感染症から国民のいのちを守るための体制確保

新型コロナウイルス感染症から国民のいのちを守るため、感染防止に配慮した医療・福祉サービス提供体制の確保を行う。また、PCR検査・抗原検査等の戦略的・計画的な体制構築、保健所等の機能強化、ワクチン・治療薬の開発を支援するとともに、感染拡大防止に向けた研究開発を推進する。

1 新型コロナウイルスと戦う医療・福祉提供体制の確保 補正1兆6,442億円、当初533億円(77億円)

☆新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療報酬上の特例的な対応 455億円

新型コロナウイルス感染症下で地域の医療提供体制を維持・確保するため、診療報酬において、期限を区切り特例的に、外来における小児診療等に係る評価、各医療機関等における感染症対策に係る評価を行う。(10月以降は、感染状況や地域医療の実態等を踏まえ、単純延長することを含め、必要に応じ、柔軟に対応)。また、当面の間、回復患者の転院支援に係る評価、中等症以上の患者に対する評価を行う。

(1) 介護・福祉サービス提供体制の継続支援【新規】 12億円

137億円の内数

新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等が感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援体制等を構築する。

(2) 福祉施設における感染防止対策 2.9億円

① 個室化等の環境整備【新規】 412億円の内数

12億円の内数

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要なる費用を補助する。

② 感染防止のための研修や業務継続計画(BCP)の策定等【新規】 2.9億円

介護・福祉サービス事業所等の職員が感染症対策についての相談を受けられる窓口の設置、感染症対策の専門家による実地研修やセミナー、業務継続計画

(BCP) の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等を行う。

- ③ ICT・ロボット等の導入 137億円の内数(82億円の内数)
感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進し、安全・安心なサービスを提供できるよう、介護・福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を支援する。

- (3) 「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保【新規】 73百万円
新型コロナウイルス感染症に対応する中、医療従事者の確保が困難な地域においても、地域医療を支える医療機関・保健所などにおける必要な医療人材を迅速に確保することができるよう、令和2年度に開設した、医療機関・保健所等の人材募集情報と求職者のマッチングを行うWebサイト「医療のお仕事 Key-Net」の運用を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 地域の医療提供体制を維持・確保するための医療機関等支援 1兆9,374億円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援 1兆1,763億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や軽症者の宿泊療養施設の確保、外国人対応の充実などを支援し、医療提供体制等の強化を図る。
 - ・ 診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援 212億円
現下の感染拡大の影響を踏まえた緊急的臨時的な対応として、診療・検査医療機関における感染拡大防止等の支援を行う。
 - ・ 医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援 858億円
現下の感染拡大の影響を踏まえた緊急的臨時的な対応として、歯科を含む保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者・助産所における感染拡大防止等の支援を行う。
 - ・ 小児科等への支援や新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例的な対応 71億円
未就学児の外来患者の感染防止に要する対応を評価する観点から、診療報酬の特例的な評価を行う。また、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる医療機関において、必要な感染予防策を講じる場合の診療報酬の特例的な評価を行う。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施 5,736億円

- 医療提供体制構築を支援する医療機関等情報支援システム（G-MIS）の機能拡充等 29億円

緊急事態において、医療機関等に対して円滑にマスク等の物資を配布することや、各地域で病床を円滑に確保できる体制等を整えるため、医療機関等の各種情報を、効率的かつ横断的に把握できる調査・報告のプラットフォームとして改修する。

また、全国の病院、薬局等を検索できる医療情報サイトの基盤を構築するとともに、NDBから抽出・集計したデータの活用を新たに導入することにより、公表されるデータの正確性を向上させるとともに、病院、薬局等の報告に係る業務の負担を軽減する。
- 国立病院機構における医療提供体制の整備 93億円

国立病院機構において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応する体制を整備するため、必要な医療機器等の設備整備に対する支援を行う。
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援 1,037億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するとともに、審査体制の拡充等を行う。
- 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の支援 108億円

感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について、公費により負担する。
- 医師等国家試験運営事業に係る感染症対策の実施 28億円

医師等国家試験運営事業について、ソーシャルディスタンスを確保するための試験会場、迅速抗原検査キットや消毒液・フェイスシールド等の消耗品を確保し、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を実施する。
- 看護師等養成所におけるICT等の整備 3.3億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、看護師等養成所において遠隔授業やICTを活用した教育体制整備が必要な実情を踏まえ、財政支援を行う。
- 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 30億円

海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備に係る費用を補助する。
- 福祉施設における感染拡大防止等への支援 1,459億円

福祉施設において、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の支援や物資の確保等、感染症対策を徹底しながら介護、障害福祉、児童福祉等のサービスや事業を継続的に提供するための支援等を行う。

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施 4, 300億円
 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。
 また、保育士資格、介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金や、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金等の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 保育分野におけるICT等導入支援 14億円
 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で都道府県が実施する保育士等キャリアアップ研修等が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- 障害福祉分野におけるICT導入支援 3.3億円
 障害福祉分野において、ICTの活用による生産性向上の取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入を支援する。
- 介護・障害福祉分野におけるロボット等導入支援 5.3億円
 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームの機能拡充や障害福祉サービス事業所等におけるロボット等導入支援の実施により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な介護・障害福祉サービスの提供等を推進する。
 ※ 一定の要件を満たす介護施設等に対する介護ロボット・ICTの導入支援に係る補助率の引き上げについては、既定予算を活用して実施する。

2 検査体制の充実、ワクチン・治療薬の開発、接種体制の構築 補正8, 810億円、当初225億円の内数

(1) PCR検査・抗原検査等の戦略的・計画的な体制構築 207億円の内数

- ① 検疫所における水際対策の推進【新規】 207億円の内数※
 ※新型コロナウイルス感染症対策費として新たに91億円
 新型コロナウイルス感染症の拡大を水際で防止するため、検疫所において民間検査機関の活用等による検査体制を確保するとともに、検疫にかかる人員体制を確保するなど、水際対策の推進を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- PCR検査及び抗原検査等、検査体制の更なる充実 672億円
 地域において必要な検査需要に対応できるよう、保健所、医療機関、地域外来・検査センター等で実施されている行政検査に要する費用を確保するとともに、抗原検査キットの買上げ等を行う。

- 一定の高齢者等に対する検査の取組支援 4.2 億円
市区町村が行う、一定の高齢者や基礎疾患を有する者に対する行政検査以外の検査の追加需要に対応できるよう、市区町村の取組に対する十分な支援を行う。
- 検疫所及び国立感染症研究所の機能強化 5.84 億円
国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止するため、検疫における検査体制及び人員体制の確保など、水際対策の強化を進める。検査機器や庁舎等の整備により、国立感染症研究所の機能・体制強化を図る。

(2) 保健所等の機能強化 1.8 億円

- ① 保健所等の機能強化【新規】 9.2 億円
都道府県を越えた緊急時の対応を可能とするため、自治体間の応援や関係学会・団体から感染症の専門家の応援派遣を行うとともに、応援派遣を効果的に実施するため、都道府県において潜在保健師等の専門家の派遣の仕組みである IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) を創設するなど、健康危機管理体制の強化を図る。
また、有識者による検討会を設け、今後の地方衛生研究所の在り方について検討を行う。
- ② 感染症対策関係システムの総合的な運用に向けた次期システムの開発、機能・連携強化【新規】 8.8 億円
今後の感染症対策に資するよう、既存システムも含め、感染症の情報基盤として総合的な運用を行うために必要な開発、機能・連携強化を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- HER-SYS等感染症対策関係システムの運用・改修等 1.61 億円
新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) 等の新型コロナウイルス感染症対策関係システムの運用・改修等を行い、迅速な情報収集や共有、データの活用を進める。
また、オリンピック・パラリンピックなど今後訪日する外国人観光客等の健康状態をフォローアップすることで、発症時の保健所等への円滑な情報連携等が行えるよう体制整備を行う。

(3) ワクチン・治療薬の開発、ワクチン接種体制の構築

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- ワクチン接種体制等の整備 5,798億円
新型コロナウイルスワクチンが開発され、有効性及び安全性が確認された際、遅滞なく希望する国民がワクチン接種を受けられるよう、迅速かつ円滑な接種に向けた体制整備を図る。
また、ワクチン接種に必要なシリンジ・注射針を確保し、医療機関等へ供給する。
- ワクチン・治療薬の開発・安全性の確保等 1,606億円
国産ワクチンについて実証的な研究（大規模臨床試験等）の支援を行い、開発過程を加速化することで、ワクチン供給開始までの期間を短縮する。
新型コロナウイルス感染症に対する治療薬開発を戦略的に進め、有望な治療薬開発を重点的に支援するとともに、新しい検査手法・治療・ワクチンの開発を図るため、新型コロナウイルス感染症等の臨床情報及び生体試料等を一元的に収集・管理し、臨床情報・ゲノム情報等を統合した解析を行う。
ワクチンの品質確保のための基準の策定や治療薬の市販後安全性調査、ワクチンの副反応を疑う事象への迅速な評価や情報公開の実施、治療薬として用いられる回復者血漿の確保体制整備などに取り組む。
また、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を加速するための臨床研究中核病院の支援体制を強化する。

3 感染拡大防止に向けた研究開発の体制強化

補正23億円、当初36億円(13億円)

(1) 国立感染症研究所の体制強化【新規】

9.9億円

新型コロナウイルス感染症など感染症危機管理の体制を強化するため、国立感染症研究所における疫学情報等の集約や実地疫学専門家等の人材育成、検査体制に関する感染症指定医療機関等との連携等を進めるとともに、厚生労働省及び国立国際医療研究センターとの連携強化を行い、有事においても検査・疫学調査及び情報発信等を迅速・確実に実施できる体制を平時から構築する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 検疫所及び国立感染症研究所の機能強化（再掲） 584億円
国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止するため、検疫における検査体制及び人員体制の確保など、水際対策の強化を進める。検査機器や庁舎等の整備により、国立感染症研究所の機能・体制強化を図る。

(2) 国立国際医療研究センターの体制強化【一部新規】 13億円(6.3億円)

国立国際医療研究センターにおいて、国立感染症研究所と互いに連携・補完しつつ、新興・再興感染症に関する臨床研究を推進し、診断薬、治療薬、ワクチンの開発に迅速に取り組むとともに、総合的対策を遂行する体制を構築する。

(3) 臨床研究中核病院の体制強化による国際水準の臨床研究拠点の整備【一部新規】
5.7億円(4.5億円)

新興・再興感染症に対する国際水準の臨床研究や医師主導治験体制の中心的役割を担う日本の拠点を整備する

(4) アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築【一部新規】
6.2億円(2.2億円)

「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)及び同実行戦略(令和2年7月同本部決定)に沿って整備を進めている「アジア地域における臨床研究・治験ネットワーク」について、体制基盤の継続性を確保しつつ、更なる拠点の整備を推進し、日本主導の国際共同臨床研究・治験の強化を図り、治療薬等の開発を加速する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ ワクチン・治療薬の開発・安全性の確保等(再掲) 1,606億円

国産ワクチンについて実証的な研究(大規模臨床試験等)の支援を行い、開発過程を加速化することで、ワクチン供給開始までの期間を短縮する。

新型コロナウイルス感染症に対する治療薬開発を戦略的に進め、有望な治療薬開発を重点的に支援するとともに、新しい検査手法・治療・ワクチンの開発を図るため、新型コロナウイルス感染症等の臨床情報及び生体試料等を一元的に収集・管理し、臨床情報・ゲノム情報等を統合した解析を行う。

ワクチンの品質確保のための基準の策定や治療薬の市販後安全性調査、ワクチンの副反応を疑う事象への迅速な評価や情報公開の実施、治療薬として用いられる回復者血漿の確保体制整備などに取り組む。

また、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を加速するための臨床研究中核病院の支援体制を強化する。

第2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年、更にその先を見据えた課題解決に向け、地域医療介護総合確保基金による事業や医師偏在対策、医療従事者働き方改革、認知症施策等による医療・介護サービスの提供体制の構築を進めるとともに、データヘルス改革、保健・医療・介護分野における研究開発をはじめとした科学技術・イノベーションを推進することにより、地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供を実現する。

1 質が高く効率的な医療提供体制の確保

補正22億円、当初1,836億円(1,897億円)

(1) 地域医療構想の推進 851億円(880億円)

① 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金による支援

851億円(796億円)

2025年を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるとともに、感染症対応の観点も踏まえた医療提供体制構築を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、医療従事者の確保に関する事業について、今後の新興・再興感染症の拡大期に備えた各都道府県の準備・検討状況も踏まえつつ、感染防止対策等に関連する研修の実施に対応できるよう支援を行う。

さらに、勤務医の働き方改革の推進のため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

② 地域医療構想推進のための病床機能再編支援 195億円※(84億円)

※851億円の内数

地域医療構想の実現に向け、今後、重点支援区域等における医療機関の病床機能の再編等に関する議論を進めていく中で、地域の医療機関が再編に伴う財政的な課題に対応できるよう支援規模の拡充を図った上で、消費税財源を充当し、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等と一体的に実施するため、次期通常国会に関連法案を提出し、地域医療介護総合確保基金の事業に位置づける。

(2) 医師偏在対策の推進 19億円(13億円)

① 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進

4.1億円(2.0億円)

医師少数区域等において一定期間勤務した医師を認定する制度が、医師偏在の解消に資するよう、多くの医師が認定取得後も医師少数区域等に留まって診療を継続するために必要な支援を行う。

② 総合診療医の養成支援

4.0億円(3.0億円)

地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点を整備し、一貫した指導体制のもと、医学教育から卒後の専門研修以降のキャリア支援まで継続的に行うこと等により、医師の地域偏在、診療科偏在の解消を一層促進する。

(3) 医療従事者働き方改革の推進 44億円(71億円)

① 勤務医の労働時間短縮の推進

95億円※(796億円の内数)

※851億円の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う。

② 医療勤務環境改善事例の普及展開【新規】

10百万円

勤務環境改善や労働時間短縮等に係る先進的な取組を周知し普及の促進を図る。

③ タスク・シフティングに向けた人材確保

7.1億円(7.0億円)

ア 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

7.0億円(6.9億円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修の指導者を育成するための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な費用を支援する。

イ 医師事務作業補助者・看護補助者の確保・定着支援

10百万円(10百万円)

医師事務作業補助者や看護補助者といった医療専門職支援人材を確保・定着するための支援策の整備を図る。

- ④ 組織マネジメント改革の推進 8.0億円(7.1億円)
ア 医療機関管理者のマネジメント研修 4.2億円(4.1億円)
医師の働き方改革の推進に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において地域医療におけるリーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。
- イ 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関への支援 7.6億円(6.7億円)
「医療勤務環境改善支援センター」において、医療従事者の働き方改革に向けて、労務管理等の専門家による医療機関の支援等を行う。
- ⑤ 女性医療職等のキャリア支援 1.9億円(1.9億円)
出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。
- ⑥ 地域医療介護総合確保基金による病院内保育所への支援 851億円の内数(796億円の内数)
女性医療従事者等の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営や整備に対する支援を行う。
- ⑦ 医療機関への上手なかかり方の国民への周知啓発 2.2億円(2.1億円)
上手な医療のかかり方について国民の理解を促進するため、ウェブサイト等を通じた効果的な周知啓発を行う。
- ⑧ 勤務医の時間外労働上限規制開始に向けた制度準備等 1.5億円(72百万円)
「医師の働き方改革に関する検討会」報告書で示されている「評価機能」(仮称)に関する制度準備等を実施する。
- ⑨ ICT等を活用した生産性向上の推進 1.6億円(2.5億円)
ア Tele-ICU体制の整備促進 5.5億円(5.5億円)
核となるICUに勤務する集中治療を専門とする経験豊富な医師が、連携するICU等に入院する複数の患者を集約的にモニタリングし、若手医師等に対し適切な助言等を行う体制を整備するために必要な支援を行う。

- イ 保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みの推進（後掲・40ページ参照） 4.5億円（14億円）

（4）住み慣れた地域で適切な医療サービス等が受けられる体制整備

214億円（231億円）

① 災害医療体制の充実【一部新規】 34億円（64億円）

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制強化や災害拠点病院等の体制強化のための整備に対する支援等を行う。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、災害発生時にDMAT等が活動するに当たり、隊員自身が感染せず、また、感染を不用意に拡大させないよう、今後の新興・再興感染症の拡大期を想定した訓練・研修をDMAT等を実施する。

大規模災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、地域における連携体制構築のための検討会等を開催する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 令和2年7月豪雨等による災害対応 8.9億円
被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、令和2年7月豪雨の被災者に対して医療保険や介護保険の窓口・利用者負担や保険料等の減免を行った市町村等への財政支援を行う。
- 医療施設、社会福祉施設等の防災対策 110億円
医療施設や障害者支援施設、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

② 救急医療体制の推進 87億円（79億円）

ア 救急医療体制の整備【一部新規】 12億円（12億円）

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う救急医療体制の整備に必要な支援を行う。

イ ドクターヘリの導入促進 75億円（67億円）

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドク

ターヘリの症例データの収集等を行う。

- ③ 小児・周産期医療体制の確保【一部新規】 11億円（10億円）
地域で安心して産み育てることのできる医療提供体制の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）等へ必要な支援を行う。
また、分娩取扱施設が少ない地域を対象に、施設・設備整備及び産科医・産婦人科医及び新生児管理を行う小児科医の派遣に必要な経費を支援する。
- ④ へき地保健医療対策の推進 78億円（75億円）
無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所や巡回診療等を行うへき地医療拠点病院への支援を行うとともに、無医地区等から高度・専門医療機関を有する都市部の医療機関へ患者を長距離輸送する航空機（メディカルジェット）の運航等に必要な経費を支援する。
- ⑤ 歯科保健医療提供体制の整備 2.1億円（1.7億円）
「歯科保健医療ビジョン」や新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた各地域での施策が実効的に進められるよう、好事例の収集・分析及び周知等、歯科保健医療提供体制の構築に向けて取り組む。
また、歯科専門職間の連携を進め、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士を確保するため、離職防止・復職支援のために必要な経費を支援する。
- ⑥ 在宅医療の推進 28百万円（28百万円）
地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進するため、在宅医療・訪問看護に係る専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成を推進することができる講師を養成する。また、地域における先進的な事例の調査・横展開を行うなど、在宅医療の更なる充実を図る。
- ⑦ 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備 1.2億円（1.2億円）
人生の最終段階における医療・ケアを受ける本人や家族等の相談に適切に対応できる医師、看護師等の育成に加え、人生会議（※）を普及・啓発するため、国民向けイベントを行うなど、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境整備を更に推進する。
※ 人生会議：人生の最終段階で希望する医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。ACP(Advance Care Planning)の愛称。

(5) 薬剤師の資質向上に向けた卒後の臨床研修の推進【新規】 32百万円

近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒後研修を行うモデル事業の実施及び全国で用いられる共通のカリキュラムの作成のための調査・検討を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 薬剤師の資質向上に向けた ICT を活用した業務に係る研修 32百万円
ICT を活用した業務について、医療の安全を確保しつつ、適切に実施するために必要な薬剤師の知識、技能及びその研修の在り方について、調査・検討を行う。

(6) 死因究明等の推進 2.3億円(2.3億円)

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断を実施するために必要な経費の支援、検案する医師の資質向上など、必要な施策を講じる。

(7) 医療安全の推進 10億円(10億円)

医療の安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査制度の取組を推進するために、引き続き医療事故調査・支援センターの運営に必要な経費を支援する。

(8) 国民への情報提供の適正化の推進 55百万円(55百万円)

医療機関のウェブサイトを適正化するため、虚偽または誇大等の不適切な内容を禁止することを含めた医療法改正を踏まえ、引き続きネットパトロールによる監視事業を実施し、医業等に係る情報提供の適正化を推進する。

2 安心で質の高い介護サービスの確保

補正148億円、当初3兆4,325億円(3兆3,557億円)

(1) 介護保険制度による介護サービスの確保

3兆3,121億円(3兆2,345億円)

① 介護保険制度による介護サービスの確保

3兆393億円(2兆9,547億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

☆介護報酬改定への対応

介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況や感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とする。

※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価を+0.05%（令和3年9月末までの間）とする。

② 地域支援事業の推進 1,942億円（1,972億円）

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援の仕組みづくり等を一体的に推進しながら、就労的活動の普及や認知症施策の充実を図りつつ、高齢者本人や家族を地域で支えていく体制を構築する。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進 1,675億円（1,705億円）

要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進する。

イ 包括的支援事業の推進 267億円（267億円）

（ア）認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置、社会参加活動の体制整備、認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動（チームオレンジ）を推進するなど認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

（イ）生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、高齢者の就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

（ウ）在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

(エ) 地域ケア会議の開催

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

- ③ 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化 786億円(786億円)
介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う。

(2) 介護の受け皿整備、介護人材の確保 1,093億円(1,096億円)

- ① 地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施 549億円(549億円)
各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

ア 介護施設等の整備に関する事業【一部新規】

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に必要な経費の助成を行う。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護施設等における簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に必要な経費の助成を行う。

イ 総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

令和3年度は新たに「参入促進」の観点から、①福祉系高校における修学資金の貸付(36ページ参照)、②新たに介護分野に就職するための支援金の貸付(36ページ参照)、③多様な働き方の導入支援(35ページ参照)、「労働環境・処遇の改善」の観点から、④新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保について支援する。また、令和2年度第3次補正予算案における介護ロボット・ICTの導入支援の補助率の引上げ、介護施設等防災リーダーの養成等支援は、令和3年度も継続して実施する。

- ② 介護施設等における防災・減災対策の推進【一部新規】 12億円(12億円)
介護施設等における防災・減災対策を推進するため、地域密着型サービス施設等へのスプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等や、介護施設(広域

型を含む)の非常用自家発電設備及び給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に必要な経費について支援を行う。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護施設等における換気設備の設置に必要な経費について支援を行う。

- ③ 介護分野における生産性向上の推進 8.4億円(9.2億円)
- ア 介護事業所における生産性向上推進事業 2.3億円(3.5億円)
- 介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関する経営者層(トップ層)、介護従事者層(ミドル層)を対象とした全国セミナーを開催するとともに、介護現場で生産性向上の取組を支援するファシリテーターの養成カリキュラムの作成等を行う。
- イ 介護ロボット開発等加速化事業 5.0億円(5.0億円)
- 介護現場の生産性向上や感染症対策を推進するため、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバイス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。
- ウ ICTを活用した介護情報連携推進事業 1.1億円(70百万円)
- ICTを活用した情報連携をさらに推進するため、地域における多職種・多機関参加型の情報共有の実証検証や事例報告会を開催するほか、医療機関と介護事業所間の情報連携のための情報基盤に関する調査研究等を行う。
- エ 介護事業所における多様な働き方の導入【新規】
- 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)137億円の内数
- 多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営の実践を行い、成果を全国展開する。
- ④ 介護職員の処遇改善の促進 508億円(508億円)
- 介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を行うとともに、令和3年度介護報酬改定の周知を行う。
- さらに、令和3年度は、介護職員等特定処遇改善加算を中心とした加算の取得拡大を図るため、事業所への個別の助言・指導等の取組を強化する。

⑤ 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

5.6億円（6.8億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

⑥ 介護人材の確保のための新たな返済免除付き貸付事業の創設

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数
少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、新たな返済免除付き貸付事業を創設し、更なる介護人材の確保・定着を促進する。

ア 福祉系高校に通う学生に対する支援【新規】

福祉系高校に通い介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し、若者の介護分野への参入を促進する。

イ 他業種で働いていた者等多様な人材の介護分野への参入促進に対する支援【新規】

介護分野への就職を目指す他業種で働いていた者等に対する「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、幅広い人材の介護分野への参入を促進する。

※ 上記のほか、福祉分野の人材確保のため、「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」及び「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における介護福祉士修学資金貸付事業を活用して実施。

⑦ 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】

9.5億円（11億円）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

○ 介護・障害福祉分野への就職支援

6.9億円

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、雇用と福祉の連携による離職者への就職支援を実施する（制度要求）。

また、求人事業所の詳細情報や求職者にとって有益な情報を個々の状況に応じダイレクトに発信するプッシュ型情報提供体制を強化することにより、福祉分野における人材の確保を図る。

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施（再掲） 4,300億円
 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。
 また、保育士資格、介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金や、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金等の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 介護・福祉分野におけるデジタル化・データ連携の推進 36億円
介護保険関係業務や障害福祉関係業務、生活保護関係業務について、自治体における業務プロセスや情報システムの標準化等を行いデジタル化を推進する。また、対面を伴わないデータ連携を行うための環境を整備し、業務の効率化を図る。
- 介護・障害福祉分野におけるロボット等導入支援（再掲） 5.3億円
 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームの機能拡充や障害福祉サービス事業所等におけるロボット等導入支援の実施により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な介護・障害福祉サービスの提供等を推進する。
 ※ 一定の要件を満たす介護施設等に対する介護ロボット・ICTの導入支援に係る補助率の引き上げについては、既定予算を活用して実施する。
- 医療施設、社会福祉施設等の防災対策（再掲） 110億円
医療施設や障害者支援施設、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

- (3) 自立支援・重度化防止に向けた取組の強化 410億円（409億円）
 - ① 保険者機能の強化 404億円（404億円）
 - ア 保険者の予防・健康づくり等の取組強化 400億円（400億円）
 高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組を強化するため、交付金により、介護予防・健康づくり等に資する取組を強力に推進する。
 - イ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進 3.6億円（3.2億円）
 地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、地域差、取組等を、市町村等が客観的かつ容易に把握・分析できるよう『地域包括ケア「見える化」システム』のデータ拡充や機能追加を行う。

ウ 高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防の横展開

52百万円（52百万円）

高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防の取組を保険者において着実に実施するため、都道府県等への研修会の開催に加え、更なる取組の強化を図るため、より効果的な手法の検討や普及啓発等を行う。

② 科学的介護の実現に資する取組の推進【一部新規】（後掲・111ページ参照）

6.0億円（5.0億円）

科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するデータベースの機能改修や運用・保守等を行うとともに、当該データを入力する介護事業所等及びその入力支援を行う市町村職員に対する技術的助言を行うこと等により、介護サービスの質の向上を図る。

（4）認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

125億円（125億円）

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進する。

① 認知症に係る地域支援事業の推進（再掲・33ページ参照）

86億円（86億円）

② 認知症施策の総合的な取組

28億円（28億円）

ア 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

5.5億円の内数（3.9億円の内数）

認知症施策推進大綱に基づき、認知症本人のピア活動の推進や認知症本人が集う取組の普及、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

イ 認知症の人本人や家族に対する伴走型支援拠点の整備の推進【新規】

5.5億円の内数

認知症対応型グループホーム等の地域の既存資源を活用し、認知症の人とその家族に対する相談・助言等を継続的に行う伴走型支援拠点の整備を推進することで、認知症の人やその家族の支援体制の充実を図る。

ウ 認知症疾患医療センターの整備促進・診断後等の支援の強化

13億円（12億円）

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専

門医療機関である認知症疾患医療センターのうち中核的な拠点の役割を担う「基幹型」の整備を推進するほか、都道府県と連携した質の確保のための取組や診断後等の支援の強化を図る。

- エ 認知症理解のための普及啓発等 40百万円（32百万円）
認知症の人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための広報・啓発を集中的に実施する。また、日本認知症官民協議会の開催・運営を通じて、官民の連携を強化するとともに、認知症の人に対する接遇方法等をまとめた業種別ガイドラインの実用性・実効性を高める改訂や、認知症バリアフリー宣言（仮称）・認証制度の導入など認知症への取組を積極的に行っている企業等の見える化を行うための環境整備を通じて、社会全体の認知症に関する取組の強化を図る。

- オ 成年後見制度の利用促進【一部新規】（後掲・88ページ参照）
5.9億円（8.0億円）

- ③ 認知症研究の推進【一部新規】（後掲・41、42ページ参照）
12億円（12億円）

認知症施策推進大綱に基づき、全国的なコホート・レジストリ研究や前臨床期を対象とした治験に対応できるコホートの構築等によって、予防のエビデンス収集や病態解明、認知症診断に資するバイオマーカー研究やゲノム研究、治療薬の開発等を推進する。

- (5) 生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 28億円（28億円）

住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携の取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援や、老人クラブ活動への支援等を行う。

- (6) 適切な介護サービス提供に向けた各種取組【一部新規】（一部再掲・35ページ参照）
140億円（146億円）

令和2年介護保険制度改正や社会福祉法等改正等に伴う保険者等のシステム改修等の支援、福祉用具における平均貸与価格等の公表、集合住宅等に入居する高齢者に対してサービスを提供する事業所への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県等における指導体制の強化を図るための支援など、適切な介護サービス提供に向けた各種取組を行う。

3 Society5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーションの推進等 補正181億円、当初1,154億円(1,970億円)

(1) 医療等分野における ICT の利活用の促進等（後掲・111ページ参照）
118億円（936億円）

① 医療保険分野における番号制度の利活用推進 108億円（145億円）
2021年3月から始まる医療保険のオンライン資格確認等システムの構築及び導入に係る周知広報等に関する必要な経費を確保する。

② 医療等分野における識別子の導入 1.0億円（3.9億円）
医療保険のオンライン資格確認の基盤を活用し、2021年度中の運用開始を目指して、システムの開発・運用のために必要な経費を確保する。

③ 保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みの推進 4.5億円（14億円）
保健医療情報を本人や本人の同意を得た全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、今後の情報項目の更なる拡充に向け、2020年中を目途に具体化する工程を踏まえ、必要な実証事業等を行う。

④ データヘルス分析関連サービスの構築に向けた整備 3.7億円（4.0億円）
レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結して、研究者などが分析可能な環境と民間事業者を含め幅広い主体へ提供する仕組みの整備等を行う。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 保健医療情報等の利活用 51億円
保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース等で保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能な環境の整備を行う。
また、保健医療情報を本人や本人の同意を得た全国の医療機関等で確認できる仕組みの対象となる情報項目を手術の情報などに拡大するため、必要なシステム改修を行う。
- 新たな日常にも対応する処方箋等の電子化に向けたシステム構築 61億円
オンライン資格確認等システムの基盤を活用し、処方・調剤業務の効率化のほか、重複投薬の防止等にも資する電子処方箋管理システムを構築する。
また、レセプト情報等の利活用が推進されるため、訪問看護レセプトの電子化を推進する。

(2) 保健医療分野等の研究開発の推進

569億円(571億円)

- ① 日本医療研究開発機構(AMED)における新型コロナウイルスに関する研究を含めた研究開発支援 476億円(475億円)

世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じた基礎から実用化まで一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化する。

ア 医薬品プロジェクト

182億円(184億円)

医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、モダリティの特徴や性質を考慮しつつ、新薬創出を目指すとともに創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組む。特に、公衆衛生、採算性等の観点から公益性の高い研究や、我が国の創薬産業基盤を強化するため、その環境整備に資する研究を推進する。

イ 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

21億円(21億円)

診断・治療の高度化や、予防・高齢者のQOL向上に加え、医療現場のニーズが大きい医療機器等に関する研究開発を行う。特に、将来の医療・福祉分野のニーズを踏まえたAI・ロボット等の技術を活用した機器等の開発を強化する。また、疾患領域に関連した研究開発については、各疾患の特性に応じて、早期診断・予防、低侵襲治療等のための医療機器やシステムの開発を行う。

ウ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

55億円(56億円)

再生・細胞医療の実用化に向け、創薬研究及び必要な基盤構築を行う。また、遺伝子治療については、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行う。さらに、これらの分野融合的な研究開発を推進する。特にiPS細胞や体性幹細胞等を用いた再生・細胞医療、遺伝子治療の実用化を目指し、挑戦的な研究開発及び基盤技術の研究開発、臨床研究・治験等の支援を推進する。また、遺伝子治療については、がん免疫(細胞)療法、ウイルス療法、ゲノム編集技術等を用いた治療等の前臨床研究や医師主導治験等を行う。

エ ゲノム・データ基盤プロジェクト

104億円(101億円)

健常人及び疾患のバイオバンク・コホート等の情報に加え、臨床研究等を行う際のコホート・レジストリ、臨床情報等を統合し、研究開発を推進するために必要なデータ基盤を構築する。また、その利活用を促進することで、ライフステージを俯瞰して遺伝子変異・多型と疾患の発症との関連等から疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進し、ゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。特に、がんや難病領域において全ゲノム解析等実行計画に基づいて、

先行解析を進める。加えて、認知症領域における大規模コホートによる病態把握や、層別化のためのバイオマーカー研究等、他疾患領域の研究を進める。

オ 疾患基礎研究プロジェクト 67億円（66億円）

医療分野の研究開発への応用を目指し、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。これらの研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けるとともに、臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築する。

カ シーズ開発・研究基盤プロジェクト 40億円（43億円）

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行うとともに、国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結びつける。また、臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備するとともに、リバース・トランスレーショナル・リサーチ（rTR）、実証研究基盤の構築を推進し、基礎研究から臨床研究まで一貫した循環型の研究支援体制や研究基盤を整備する。

② 厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進 94億円（96億円）

厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究及び各分野の政策の推進、評価に関する研究等を推進する。

医療データの利用拡大のための基盤整備、人工知能（AI）の社会実装、地球規模の保健課題解決に日本がリーダーシップを発揮するための戦略、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、良質な介護予防サービスの提供や障害者支援を推進する地域づくりに取り組むとともに、食品の安全性確保、事業場における労働者の安全と健康の確保、医療安全対策、化学物質の安全対策、地域における健康危機管理、水道水や生活環境の安全対策、薬剤耐性対策等の推進などに必要な研究を推進する。

(3) 全ゲノム解析等実行計画の推進 4.6億円（36百万円）

革新的がん医療実用化研究事業90億円（87億円）の内数

令和元年12月に策定された全ゲノム解析等実行計画に基づき、一人ひとりの治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供するといったがんや難病等の医療の発展や、個別化医療の推進等、がんや難病等患者のより良い医療の推進のため、全ゲノム解析等を推進する。がん、難病において、日本人のゲノム変異の特性等を明らかにしつつ、体制整備を進める。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 全ゲノム解析等の研究開発の推進

25億円

令和元年12月に策定された全ゲノム解析等実行計画に基づく全ゲノムシーケンス等を実施する。

(4) 医薬基盤・健康・栄養研究所の研究開発の促進

39億円(39億円)

医薬基盤・健康・栄養研究所において、医薬品及び医療機器等の開発に資する共通的研究を通じて、医薬品等技術の向上のための基盤の整備を図り、医療上の必要性が高い希少疾病用医薬品等の開発の振興等の業務を行うとともに、国民の健康・栄養に関する調査・研究を推進する。

難病の患者情報等を活用し、関係機関との連携による研究の推進を図るとともに、ワクチンの研究開発及び新薬創出を促進するAIの開発などを推進する。

また、腸や口腔の常在細菌叢のデータと生活習慣情報を併せ持つ健常ヒトマイクロバイオームデータベースの規模拡大、内容の充実により、日本人のマイクロバイオームの全貌を把握し、疾患の予防や制御法の開発に寄与する。

(5) 医薬品・医療機器等の開発促進

83億円(82億円)

① 医薬品医療機器等申請・届出手続のオンライン化の推進

2.0億円(2.4億円)

現状、医薬品等の申請・届出は、審査に必要な膨大な資料が紙媒体等により提出されていることから、企業が行う医薬品・医療機器等の申請・届出手続を完全オンライン化することにより、行政手続の簡素化・迅速化、事業者の負担軽減を図る。

② クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進 78億円(77億円)

リアルワールドデータ(※)を活用した効率的な臨床研究・治験を推進するため、医療情報データベース(MID-NET)におけるデータの標準化・品質管理の知見を活かしつつ、医薬品・医療機器の研究開発拠点である臨床研究中核病院における診療情報の標準化・品質管理を進める。

リアルワールドデータの1つである全国の疾患登録システム(レジストリ)に関する情報を公開しつつ、レジストリに関する相談対応等を行い、ニーズに応じたレジストリの改修を支援し、レジストリ情報の質の向上や利活用促進を図ることにより、「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」(GIN)構想を一層推進する。

※ リアルワールドデータ：臨床研究、治験等の研究の枠組み以外で得られた実臨床データ

③ 現場のニーズをとらえた国産医療機器創出のための支援体制の整備

1. 9億円（2. 0億円）

医療現場のニーズに基づいて医療機器を開発できる企業の人材を育成し、国産の医療機器開発を促進するため、全国の医療機関における人材育成拠点の整備を支援するとともに、拠点間の横の連携を強化する。

④ バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及

4 4百万円（4 4百万円）

国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発を担う人材を育成するとともに医療従事者や国民に向けて、バイオシミラーについての正しい理解を普及する。

⑤ AI等の先端技術を活用したプログラム医療機器の評価手法の確立【新規】

2 9百万円

海外におけるAI等の先端技術を利用したプログラム医療機器の開発動向やその特性を把握し、改正薬機法に基づく新しい承認制度を活用した評価手法等の検討を行う。

⑥ 医療情報データベースの活用推進に向けた環境整備【新規】 6 2百万円

従来から取り組んでいる協力医療機関のデータ標準化・品質管理支援及び他の医療情報データベースとの連携を進めるとともに、医療情報データベースの利活用を推進するため、利活用体制の環境整備として、副作用情報等の標準化、製薬企業等と利活用情報やアウトカム定義（※）について検討・共有するためのコンソーシアムの設置等を行う。

※ アウトカム定義：目的とする有害事象（アウトカム）を特定するために必要とされる条件

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

○ 医薬品等の安全対策の強化 8. 7億円

MID-NET（医療情報データベース）の利活用及び管理を遠隔で実施するための環境を整備する。

また、適時・適切な安全対策のため、医薬品・医療機器等の市販後の情報収集・共有体制の電子化を強化する。

（6）医療系ベンチャーの振興

2 1億円（2 0億円）

医療系ベンチャーが抱える課題に対して、研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、豊富な知見を有する国内外の人材（サポート人材）により総合的な支援を行うとともに、

知財や市場性に関する調査等を行い、事業戦略づくりを支援する。

大企業やアカデミアとの人材交流を活発化させるなど、医療系ベンチャーの人材確保を支援する。

(7) 医療の国際展開 24億円(25億円)

① 医療の国際展開の推進 13億円(14億円)

医療技術や医薬品、医療機器に関連する人材育成、日本の経験・知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援を行うため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れ等を実施する。

また、企業によるWHO事前認証等の取得支援を行うことで、日本製品の海外展開を推進する。

② 外国人患者の受入環境の整備 11億円(11億円)

医療機関における多言語コミュニケーション対応支援や、地方自治体における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援などの取組を通じ、外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備を進める。

過去に医療費の不払等の経歴がある外国人に対して厳格な入国審査を実施するための仕組みに協力することにより、医療機関等が安心して外国人に医療を提供できる環境を整備する。

(8) 後発医薬品の使用促進 2.6億円(2.6億円)

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、安定供給や品質の更なる信頼性の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備などの取組状況のモニタリング等を引き続き実施する。

4 安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

補正450億円、当初12兆1,532億円(12兆2,544億円)

(1) 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

11兆7,607億円(11兆8,620億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

☆新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療報酬上の特例的な対応(再掲・20ページ参照)

455億円

☆薬価改定への対応

市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、価格乖離の大きな品目について、新型コロナウイルス感染症による影響も勘案した上で薬価改定を行う。

(2) 国民健康保険への財政支援（一部再掲・(1) 参照）

3, 104 億円（3, 104 億円）

保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充や保険者努力支援制度等を引き続き実施するために必要な経費を確保する。

(3) 被用者保険への財政支援

820 億円（820 億円）

拠出金負担の重い被用者保険者の負担を軽減するための財政支援に必要な経費を確保する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 国民健康保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援 397 億円
新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して、国民健康保険料等の減免を行った市町村等に財政支援を行う。
- 令和2年7月豪雨等による災害対応（再掲） 8.9 億円
被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、令和2年7月豪雨の被災者に対して医療保険や介護保険の窓口・利用者負担や保険料等の減免を行った市町村等への財政支援を行う。

第3 健康で安全な生活の確保

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に向け、予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策や予防・健康管理の推進

補正98億円、当初1,623億円(1,628億円)

(1) 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくり 1,493億円(1,500億円)

① 保険者のインセンティブ強化(国保・保険者努力支援制度)

1,412億円(1,412億円)

公的保険制度における疾病予防の取組を強化するため、保険者努力支援制度(国民健康保険)について、引き続き、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しにより、予防・健康づくり等に関する取組を強力に推進する。

② データヘルス(医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業)の効果的な実施の推進 8.6億円(8.8億円)

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進

7.4億円(7.9億円)

医療保険者による第2期データヘルス計画に基づく予防・健康づくりの取組を推進するため、加入者への意識づけや、予防・健康づくりへのインセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防等を推進するとともに、保険者による先進的なデータヘルスの実施を支援し、全国展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援

80百万円(88百万円)

住民の健康増進と医療費適正化について、都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県単位で設置される保険者協議会に対して、都道府県内の医療費の調査分析など保険者のデータヘルス事業等の効果的な取組を広げるための支援を行う。

ウ 40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステム構築の支援【新規】（後掲・111ページ参照） 40百万円

特定健康診査の対象者以外の者（40歳未満の者）の事業主健診の情報をマイナポータル等を通じて自らの保健医療情報として閲覧可能とするデータヘルスの推進を図るため、当該情報を保険者に集約し、保険者から支払基金に登録するためのシステム構築に向けた調査研究を実施する。

③ 先進事業等の好事例の横展開等 20億円（19億円）

ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の全国的な横展開等の推進

1.9億円（1.1億円）

令和2年度より開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、広域連合・市町村向けの研修会の開催や優先介入対象リストの自動作成等の国保データベース（KDB）システムの活用ツール開発等により広域連合・市町村の取組を支援し、効果的な横展開を図る。

イ 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援 50百万円（50百万円）

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する。

ウ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進等【一部新規】

18億円（17億円）

ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、一次予防強化等に必要な取組を提供するための事業モデルの提案等や、自治体における歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援するとともに、今後の歯科口腔保健施策の検討に必要な歯科保健状況を把握するための調査を実施する。

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。

④ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援

77百万円（1.2億円）

健康長寿社会の実現や医療費の適正化を図るため、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」における、先進的な予防・健康づくりのインセンティブを推進する者を増やす支援を行う。

⑤ ナッジやデータヘルス等を活用した健康づくりの推進【一部新規】

12億円（15億円）

PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の更なる推進に向け、自治体と保険者における保健医療情報の活用等について、海外等における先進事例や実際の運用プロセスの調査等を行う。

「新しい生活様式」及び「次期健康づくり運動プラン」に向けた集中的取組として、生活習慣の改善等を推進するため、ナッジを活用した地域が活用できる健康政策ツールの開発や現場実装に向けた実証等を行う。

東京栄養サミットを契機とした「健康的な食環境づくり」の推進とともに、本サミットにおいて、各国の産学官関係者等との間で技術的な情報共有等を図る。

⑥ 健康増進効果等に関する実証事業の実施【一部新規】

11億円（7.3億円）

データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証事業を、統計学的な正確性を確保した上で実施する。

⑦ 生活習慣病予防及び女性の健康の包括的支援に関する研究などの推進

18億円（18億円）

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究や、女性の健康の包括的支援に関する研究を体系的に実施する。特に、たばこ対策、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病に関する研究を重点的に推進する。

⑧ 受動喫煙対策の推進

14億円（22億円）

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたことから、引き続き、受動喫煙の防止に関する制度の周知・定着を図るため、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

⑨ 保険者とかかりつけ医等の共働による加入者の予防健康づくりの実施【新規】

1.0億円

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

⑩ 熱中症対策の推進

20百万円（20百万円）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」と、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される夏場の熱中症予防を両立するための行動様式の普及啓発を推進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 健康保険組合等保険者機能の強化 65億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から保険者機能強化支援事業の対象となっている健康保険組合については、更に支援が必要となることから、補助割合の見直しを行うと共に、解散を選択する蓋然性が高く、保健事業の維持が困難となる健康保険組合についても当該事業の対象とし財政支援を行う。
また、特定保健指導対象者等の受診控えに対する受診勧奨やICTを活用した特定保健指導への切り替えについて、保険者に対し費用を補助する。

(2) 薬剤師の資質向上に向けた卒後の臨床研修の推進【新規】(再掲・32ページ参照)
32百万円

(3) 介護・医療関連情報の「見える化」の推進(再掲・37ページ参照)
3.6億円(3.2億円)

(4) 認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の推進(再掲・38ページ参照)
125億円(125億円)

2 感染症対策

当初397億円(332億円)

(1) 風しん対策の推進 50億円(54億円)

風しんの感染拡大を防止するため、地方自治体が行う抗体検査事業に対する補助等を引き続き実施する。

(2) 新型インフルエンザ等の感染症対策の推進【一部新規】266億円(197億円)

新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチンの保管等を行うとともに、新型インフルエンザワクチンに係る細胞培養法による技術開発や、検疫による水際対策等を推進する。

また、結核に関する入国前スクリーニングに係る精度管理等を実施し、感染拡大を防止する。

(3) AMR(薬剤耐性)対策の推進【一部新規】 11億円(9.8億円)

「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」(平成28年4月5日国際的に脅威とな

る感染症対策関係閣僚会議決定)に基づき、AMR 対策に関する調査研究や普及啓発、抗菌薬の適正使用に係るモデル事業等を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ(※)に関する国際会議を開催する。

AMR に関する医療・福祉における情報を集約し、医療専門職、福祉従事者等に向けたオンラインでの情報提供や研修機会を提供する。

※ ワンヘルス・アプローチ: ヒト、動物、環境等の複雑な相互作用によって生じる感染症の対策に、公衆衛生、動物衛生等の関係者が連携し、一体となって対応しようとする概念

(4) エイズ対策の推進 44 億円(45 億円)

HIV 検査・相談について、引き続き、夜間・休日対応など利便性に配慮した体制の整備を進めるとともに、HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発や HIV 感染者等の長期療養に係る環境の整備などの必要な施策を推進する。

(5) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進(再掲・41 ページ参照) 10 億円(10 億円)

ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型(HTLV-1)への感染防止及びこれにより発症する成人 T 細胞白血病(ATL)や HTLV-1 関連脊髄症(HAM)の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健の各分野の研究事業が連携することにより、総合的な推進を図る。

3 がん対策、循環器病対策、肝炎対策、難病・小児慢性特定疾病対策等 補正49億円、当初3,167億円(3,148億円)

(1) がん対策 365 億円(359 億円)

平成 30 年 3 月に閣議決定した第 3 期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんと共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

① がん予防 140 億円(145 億円)

がんを早期に発見し、がんによる死亡者を減少させるため、引き続き、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施する。

② がん医療の充実【一部新規】

183億円（183億円）

がんゲノム情報や臨床情報を集約化し、質の高いがんゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センターやがんゲノム医療中核拠点病院等の機能強化及びがんゲノム医療に対応できる人材の育成などによる体制整備を図る。

第3期がん対策推進基本計画を踏まえ、がんゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究（小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど）、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。

③ がんとの共生（一部後掲・84ページ参照）

31億円（32億円）

がん患者に対して病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援及び相談支援などを引き続き実施する。

④ 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法のための支援【新規】 11億円

小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者から臨床情報等を収集し、妊よう性温存療法の研究を促進するための事業を新たに実施する。

(2) 循環器病対策【一部新規】（一部再掲・49ページ参照） 49億円（44億円）

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」等に基づき、診療情報の収集・提供体制を整備し、急性期の医療現場での活用を目指すため、循環器病データベースの構築に向けた取組を進め、循環器病対策全体の基盤の構築を図る。

循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に資する研究開発を強化するとともに、循環器病の発症時における対応方法を普及啓発するなど、循環器病対策を総合的に推進する。

今後、国が策定した「循環器病対策推進基本計画」（令和2年10月閣議決定）を踏まえ、各都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画を策定することになるため、当該計画に基づいて都道府県が進める地域の特性に応じた啓発活動や医療提供体制の構築等に対する支援を行う。

(3) 肝炎対策

173億円（173億円）

肝炎対策基本指針に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標に、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の促進や肝炎患者への医療費の助成などの肝炎対策を総合的に推進する。

- ① 早期発見・早期治療を促進するための環境整備 122億円(123億円)
ア 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進 40億円(40億円)

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保するとともに、市町村における個別勧奨や職域における勧奨等を実施し、肝炎ウイルス検査の促進を行う。

また、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者に対する医療機関への受診勧奨、初回精密検査や定期検査の検査費用の助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

- イ ウイルス性肝炎に係る医療の推進 74億円(75億円)

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の医療費の負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

- ② 肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援 14億円(14億円)

肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、医療費の負担の軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援につき、助成対象の拡大を図る。

- ③ 肝炎治療研究などの強化 37億円(36億円)

平成28年12月に中間見直しを行った「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発を目指した創薬研究や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発を目指した研究等を推進する。

- (4) B型肝炎訴訟の給付金などの支給 1,173億円(1,187億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に、給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- B型肝炎訴訟の給付金などの支給 34億円

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に必要な費用を、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に、積み増す。

(5) 難病・小児慢性特定疾病対策等 1,479億円(1,455億円)

① 難病対策の推進 1,286億円(1,266億円)

ア 医療費助成の実施 1,154億円(1,139億円)

難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

イ 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
13億円(12億円)

難病相談支援センターを中心とした地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

ウ 難病の医療提供体制の構築(一部再掲・42ページ参照)
6.9億円(6.0億円)

都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる医療機関を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、全ゲノム解析等実行計画に基づき、よりよい医療を難病患者に提供することを目的に、ゲノムデータ基盤の稼働を見据え、早期に診断可能な体制の構築に向けた実証的な運用を行う。

エ 難病に関する調査・研究などの推進 113億円(108億円)

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病データベースによる難病患者の情報の収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。

② 小児慢性特定疾病対策の推進 179億円(176億円)

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

また、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するため、都道府県における体制の構築に対する支援を行う。

③ 慢性疼痛対策の推進 2.6億円(2.4億円)

慢性の痛みの診療について実践可能な人材の育成等を行うことで、地域の医療提

供体制の中で、痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療モデルを展開する。

慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発や患者に対する相談、国民の理解の促進など、患者の生活の質の向上を図る取組を引き続き推進する。

④ リウマチ・アレルギー対策の推進 9.5億円(9.3億円)

リウマチ等対策委員会報告書を踏まえ、患者が早期に適切な治療を受けられる体制を構築するため、かかりつけ医と専門医の連携を強化するための支援を行う等、リウマチ対策を推進する。

アレルギー疾患の医療提供体制を整備するため、アレルギー疾患医療に係る中心拠点病院で行う研修や診断支援等を強化するとともに、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づき、疾患の本態解明等に関する研究を進め、アレルギー疾患対策を推進する。

⑤ 慢性腎臓病（CKD）対策の推進 1.9億円(1.9億円)

慢性腎臓病の重症化を予防し、新規透析導入患者の抑制を図るため、診療連携体制の構築等に関する都道府県等の取組に対する支援を引き続き実施するとともに、慢性腎臓病の予防等に関する研究を強化する。

(6) 移植医療対策 34億円(34億円)

① 造血幹細胞移植対策の推進【一部新規】 24億円(24億円)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、ウィズコロナの時代においても造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）が安定的に運営できるよう支援を行う。また、骨髄等の採取まで繋がるドナーの確保に向け、効果的なオンラインの活用方法等を検討する。

② 臓器移植対策の推進【一部新規】 8.3億円(7.7億円)

心停止下及び脳死下の臓器移植を適正かつ円滑に実施し、ウィズコロナの時代においても維持推進するため、ドナー家族支援の充実や医療機関間の連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築等を推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

4 健康危機管理・災害対策

当初9.9億円(4.9億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

2.8億円(3.5億円)

大規模災害やテロリズム等の健康危機管理事案の発生に備えた体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に関する総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備

7.1億円(1.4億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築等を行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

5 ハンセン病対策

当初363億円(368億円)

ハンセン病元患者等の名誉回復のため、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発の強化等を進めるとともに、社会復帰や家族関係回復のための相談支援体制の充実を図る。

また、国立ハンセン病資料館等の学芸員を増員し、資料館活動の充実を図る。

さらに、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養を確保し、退所者等への社会生活支援策等を実施する。

6 原爆被爆者の援護

当初1,183億円(1,219億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、被爆者保養施設への修繕費補助、被爆体験の伝承者等の国内外への派遣、被爆建物・樹木の保存や調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、高齢化する被爆者の方々が安心して介護を受けることができるよう、介護保険サービスの利用者負担について助成対象となるサービスの拡大を図る。

さらに、第一種健康診断特例区域の拡大も視野に入れた再検討を行うため、可能な限りの検証を行う。

7 医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策

当初14億円(11億円)

(1) 医薬品、医療機器、再生医療等製品を安心して使用するための安全対策の強化、きめの細かい対応 1. 8億円(20百万円)

① 医療情報データベースの活用推進に向けた環境整備【新規】(再掲・44ページ参照) 62百万円

② 妊娠と薬情報センターの高度化【新規】 1. 1億円
新型コロナウイルス感染症の蔓延や、高齢出産が増加する中で、妊産婦等が安心して薬物治療を受けることができるよう、妊産婦等の医薬品使用に関するレジストリ研究体制を構築し、妊産婦における医薬品の使用実態や予後等のエビデンスを創出する。

また、妊娠と薬情報センターが実施している妊産婦に対する薬に関する相談事業について、電子化することで、妊産婦が利用しやすく、相談結果をより早く入手できる体制を構築する。

③ 高齢者における医薬品の安全使用の推進 12百万円(20百万円)

高齢者の薬物療法について、高齢者医薬品適正使用検討会における議論を踏まえ、各種指針の整備・周知を進めてきたが、ポリファーマシー対策に取り組むことができていない医療機関が少なくないことから、今年度立案中のモデル・手順書について運用及び検証を行い、効果的な安全対策及び適正使用の推進を図る。

(2) 薬物取締体制等の充実【一部新規】 12億円(11億円)

違法薬物の大量密輸事犯等が相次いでいる状況を踏まえ、全国規模での捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築すること等により、麻薬取締部の捜査体制を強化する。また、若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動に応じた乱用防止広告を新たに実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。

8 食の安全・安心の確保など

当初244億円(153億円)

(1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進【一部新規】

18億円(15億円)

残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進める。特に、残留農

薬について、代謝物を含めた新たな暴露評価手法を検討する。また、新たな育種技術（遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等）や従来にはない新開発食品（培養肉等）について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施する。

（２）HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等【一部新規】

５．９億円（５．６億円）

令和３年６月の改正食品衛生法完全施行に合わせ、食品等事業者においてHACCP（※）に沿った衛生管理等が円滑に実施されているか等の対応状況の実態把握を行い、HACCP実施のための手引書の見直しや、自治体による指導方法の改善等につなげる。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

（３）農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化（再掲・４２ページ、（１）、（２）参照）

１．８億円（１．３億円）

令和２年４月に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、更なる輸出拡大を図るため、政府一体となって取り組むこととしており、輸出施設認定・証明書発行の迅速化等の取組を行う。

（４）検疫所における水際対策等の推進

２０７億円（１１９億円）

① 検疫所における検査体制等の機能強化等【一部新規】（一部再掲・２３ページ参照）

２０７億円の内数（１１９億円の内数）

今後、国際的な人の往来が段階的に再開し、入国者数の増加が見込まれることや東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人的・物的体制を整備する。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

２０７億円の内数（１１９億円の内数）

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

(5) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 14億円(14億円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進【一部新規】(一部再掲・42ページ参照)

9.4億円(9.4億円)

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、改正食品衛生法の円滑な施行、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施 4.2億円(4.3億円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。また、健康実態調査等の支援施策を円滑に実施するため、患者情報の管理及び記録を標準化する基盤整備を進める。

9 水道の基盤強化 補正390億円、当初395億円(395億円)

※他省庁分を含む

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 水道施設の耐災害性強化対策等

390億円 ※他省庁分を含む

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設における自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事及び基幹管路の耐震化の加速化・深化などを図り、水道施設の耐災害性強化対策等を推進するための施設整備について支援を行う。

10 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】

補正594億円、当初49億円(52億円)

最低賃金に関するセミナーの開催等により、生活衛生関係営業者の収益力向上を図り、

新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績を回復するための環境を整えるなど、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化や衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援等 608億円

コロナ禍において大幅な賃上げが難しい中でも、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

また、生活衛生関係営業者が「新しい生活様式」に適応し、生産性向上に向けた取組が行えるよう相談指導等の支援を実施する。併せて、生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を引き続き実施するとともに、ポストコロナに向けた設備投資促進のための支援を行う。

第4 人材投資の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進

「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・地域・職種を越えた再就職等を促進する。また、すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、高齢者の就労・社会参加の促進、女性活躍の推進等を図る。

1 雇用の維持・継続に向けた支援【一部新規】

補正1兆4,735億円、当初6,853億円(72億円)

雇用調整助成金等により、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援する。

また、在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主及び当該労働者を受け入れる事業主を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センターによる企業間のマッチング体制の強化等を図る。さらに、人材開発支援助成金により、他業種への転換のため、転換後の職務に関する訓練を実施する事業主を支援する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 雇用調整助成金による雇用維持の取組の支援 1兆4,679億円
感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、引き続き、雇用調整助成金の特例措置による雇用の維持・確保に取り組む。
- 在籍型出向の活用による雇用維持等への支援 56億円
在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主及び当該労働者を受け入れる事業主を支援するために、出向元及び出向先への助成を一体とした助成金を創設するとともに、産業雇用安定センターによる企業間のマッチング体制の強化等を図る。
また、他業種への転換を図る事業主を支援するため、現在の職務だけでなく、転換後の職務に関する訓練を人材開発支援助成金の助成対象に追加する。

2 業種・地域・職種を越えた再就職等の促進

補正12億円、当初1,338億円(1,148億円)

(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得（一部後掲・64ページ参照）

1,087億円(997億円)

国及び都道府県が設置している公共職業能力開発施設や、専修学校、NPOなど様々な民間教育訓練機関等において、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進する。

(2) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を越えた再就職等の支援【新規】

31億円の内数

ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による再就職支援計画の作成・実施、日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング等の個別支援を行い、労働市場の状況や産業構造の変化を踏まえたニーズの高い職種、雇用吸収力の高い分野への再就職支援を推進するための体制強化を図る。

(3) 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組等を支援【一部新規】

117億円(58億円)

ニーズの高い分野への事業転換やキャリアチェンジ等による新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域の雇用の再生のほか、産業政策と一体となつて行う良質で安定的な雇用機会の確保を行う都道府県の取組等、地域の特性を生かした取組に対する支援の強化を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組への支援 11億円
事業転換やキャリアチェンジ等を促進することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域雇用の再生に取り組む都道府県を支援する。

(4) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

8.6億円(8.7億円)

東京圏を中心に、地方就職を希望する方に対するハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、大都市圏に新たに専門の相談員を配置する等により、コロナ禍における地方への就職希望ニーズが高まることを見据え、業種、職種を越えた再就職等も含めた個々のニーズに応じた支援を行う。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への再就職支援【一部新規】
54億円(13億円)

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化 9.1億円
ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。
あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。
また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。
さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

(6) ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実等

71億円(71億円)

雇用の確保を図るため、ハローワークにおいて積極的な求人開拓を実施するとともに、求人の充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人充足サービスの充実を図る。

また、「雇用対策協定」の締結を更に推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する取組を行うなど、国と地方の連携を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化 9. 1億円

ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

3 派遣労働者など非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者等への就職支援

補正95百万円、当初727億円(630億円)

- (1) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援 31億円の内数(14億円)

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援の強化を図る。

- (2) 求職者支援訓練による再就職支援 344億円(235億円)

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援訓練を推進する。

- (3) ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援 84億円(83億円)

ハローワークが地方公共団体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を行い、就労による自立を促進する。特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者に対する

就労支援を強化する。

(4) 生活困窮者等を雇い入れる事業主への助成 1.2億円(1.7億円)

生活困窮者・生活保護受給者を雇い入れる事業主に対して助成することにより、生活困窮者等の雇入れ及び継続雇用を促進する。

(5) 職業能力・職場情報・職業情報の見える化の推進 6.6億円(6.2億円)

求職者、学生等が、企業の職場情報を総合的にワンストップで閲覧できるサイト(しよくばらぼ)及び求人者、求職者等に職業情報を提供するサイト(日本版O-NET)を運用し、職場情報・職業情報の「見える化」を一層推進する。

職業能力の「見える化」の観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

中途採用者の増加や定着の促進等に取り組む事業主への助成を行うことにより、中途採用の拡大を図る。

(6) 新規学卒者等への就職支援【一部新規】(一部後掲・74ページ参照)
10.2億円(8.7億円)

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者や3年以内既卒者を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施する。

また、大学等との連携強化により支援対象者の確実な把握を行い、特別支援チーム※を活用した就職実現までの一貫した支援の強化を図る。

※ 特別支援チーム: コミュニケーション等に課題を抱える新規学卒者等を効果的・集中的に支援するための専門家(就職支援ナビゲーター、公認心理師など)で構成されるチーム

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 新規学卒者等への就職支援の強化 9.5百万円
新卒応援ハローワークの「新卒者内定取消等特別相談窓口」等に配置する「就職支援ナビゲーター」を増員し、個別事業所への求人開拓、大学等への訪問や、学生へのきめ細かな就職支援に集中的に取り組む。

(7) フリーターへの就職支援 3.0億円(3.0億円)

フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)を対象に、わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援する。

(8) 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進等 100億円(117億円)

労働人口の中長期的な減少が見込まれ、人材不足分野が顕在化している中、事業主の雇用管理改善に対する助成により、「魅力ある職場づくり」の促進等を図る。

介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器の導入による労働環境の改善を図る。

(9) 紹介予定派遣を通じた正社員化の促進【新規】 658億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な再就職支援を図るため、キャリアアップ助成金の活用により、紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9.1億円

ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

4 キャリア形成支援の推進、技能を尊重する気運の醸成

当初25億円(25億円)

(1) キャリア形成サポートセンターを通じたキャリア設計支援の推進等

21億円(21億円)

キャリア形成サポートセンターを通じて、キャリアコンサルティングによる支援(オンラインを含む。)として、企業へのセルフ・キャリアドック(※)の導入支援、労働者へのジョブ・カードを活用したキャリアプランの再設計の支援を推進する。また、労働者の主体的なキャリア形成を支援する観点から、ジョブ・カードのデジタル

化を進め、マイナポータルとの連携を図る。

※ セルフ・キャリアドック：労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

(2) 技能を尊重する気運の醸成

4. 3億円(3.7億円)

技能五輪国際大会等に向けた選手強化策の実施を通じ、世界レベルの高度技能者を集中的に育成し、企業・社会に展開していくとともに、企業等の人材投資への気運を醸成する。

5 医療介護福祉保育等分野への就職支援

補正6.9億円、当初55億円(40億円)

(1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援【新規】(一部再掲・36ページ参照) 8.5億円

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援、介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、都道府県社会福祉協議会等による介護・障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 介護・障害福祉分野への就職支援(再掲) 6.9億円

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、雇用と福祉の連携による離職者への就職支援を実施する(制度要求)。

また、求人事業所の詳細情報や求職者にとって有益な情報を個々の状況に応じダイレクトに発信するプッシュ型情報提供体制を強化することにより、福祉分野における人材の確保を図る。

(2) ハローワークの専門支援窓口拡充、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進 4.5億円(3.9億円)

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により重点的なマッチング支援を実施する。

(3) 優良基準の明確化等による優良な民間人材サービス事業者の推奨

88百万円(97百万円)

医療・介護・保育等の人材を円滑に確保するため、優良な職業紹介事業者の明確化を図るとともに、既存の優良事業者認定制度の要件の見直しの検討等も併せて実施する。

(4) 「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保【新規】(再掲・21ページ参照)

73百万円

6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

補正54百万円、当初708億円(632億円)

(1) ハローワークにおける専門窓口の拡充、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

17億円(15億円)

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9.1億円
ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

- (2) 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援の実施（一部再掲・64ページ）
29億円（13億円）

特に就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。

あわせて、当該訓練等を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

- (3) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援（一部再掲・64ページ）
27億円（35億円）

就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施する。また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるよう支援する。

- (4) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用
14億円（13億円）

事業主への助成金の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進する。

また、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、就職氷河期世代の支援を実施する。

- (5) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援
52億円（53億円）

地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の方々に対する継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進する。

- (6) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等
6.4億円（5.6億円）

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「都道府県プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むほか、新たに雇入れ等に係る好事例の収集・発信を実施する。

また、就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS 広告、動画広告、インターネット広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

(7) ひきこもり支援及び地域社会に向けた情報発信の推進【一部新規】

554 億円の内数（489 億円の内数）

地域社会に対してひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを推進する。

また、令和2年度に引き続き、各市等の自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置や、ひきこもり状態にある者の居場所づくり等の支援を推進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 生活困窮者自立支援等の機能強化、ひきこもり支援の推進 140 億円の内数
自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等の ICT 化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
また、福祉事務所における面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの業務体制の強化を図る。
ひきこもり当事者等による SNS 等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

7 高齢者の就労・社会参加の促進

補正6.9億円、当初303億円(279億円)

(1) 70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援【一部新規】 79 億円（42 億円）

70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。

また、65 歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充

34億円(31億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、300箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化するとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチング機能を強化する。

(3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援(後掲・81ページ参照)

6.8億円(3.3億円)

(4) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

183億円(203億円)

地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を推進する。

シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9.1億円

ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

8 女性活躍・男性の育児休業取得等の推進

補正1. 1億円の内数、当初198億円(174億円)

(1) 不妊治療と仕事の両立【一部新規】 5. 0億円(23百万円)

事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深め、不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、事業主向けセミナーを実施するとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度(多目的・特定目的とも可)を新たに導入する中小企業事業主や、当該休暇制度や時差出勤・フレックスタイム制等の柔軟な働き方を活用しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。

(2) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

7. 0億円(7. 0億円)

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が101人以上企業に拡大されること等を踏まえ、中小企業に対する電話やメール相談の実施、個別企業の訪問支援の強化を行う等、女性活躍の取組の更なる推進を図る。

(3) 子育て等により離職した女性の再就職の支援(一部再掲・63ページ参照)

40億円(40億円)

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)において、個々の求職者のニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9. 1億円
ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

(4) 男性の育児休業取得を促進する枠組み等の検討及び周知・支援【一部新規】

136億円(126億円)

育児休業の制度等に係る周知・啓発や助成金による支援を引き続き実施する。特に、配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの導入等により、男性の育児休業取得を促進するための制度改正について検討を進めるとともに、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に係るセミナー、助成金による支援等を実施する。

介護離職防止に向け、事業主に対して育児・介護休業法の周知徹底及び相談・指導を行うとともに、労働者等への介護休業制度等の周知広報やケアマネジャー等が仕事と介護の両立に関する知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修を実施する。

(5) 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に対応した特別有給休暇制度導入等への取組支援【新規】(再掲・(4)参照) 113億円の内数

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別な有給休暇制度(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)とともに、テレワーク等の学校休業等があっても継続勤務できる両立支援制度を導入し、特別な有給休暇制度を取得させた企業に対して助成金による支援を実施する。

(6) 母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援【一部新規】(一部再掲・(2)参照) 9.8億円(35百万円)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導に基づき、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対して、休暇制度の導入に係る助成や休暇の取得に係る助成を行う。

9 障害者の就労促進 補正44百万円、当初181億円(170億円)

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 137億円(135億円)

令和3年3月1日に引上げられる障害者雇用率を踏まえ、ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。

障害者就業・生活支援センターについて、引き続き、リモート面談等に必要なポ一

ダブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うほか、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウの提供等を通じて就業支援の推進を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9.1億円
ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化
【一部新規】 32億円(31億円)

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入に係るノウハウを普及し、対応力を高める。

(3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進【一部新規】(一部再掲・73ページ参照) 15億円(12億円)

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークによる勤務の理解促進・周知のためのフォーラムを開催するとともに、テレワークの形式で障害者をトライアル雇用する場合、最長6か月までトライアル雇用期間を延長可能とする。

- (4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進 3.3億円(4.6億円)

公務部門において雇用される障害者の定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者が各府省に出向き、職場適応に課題を抱える障害者や各府省の人事担当者等に対して、必要な助言を行う。

また、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

- (5) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 7.7億円(505億円の内数)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

10 外国人に対する支援

補正14百万円、当初123億円(121億円)

- (1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 15億円(11億円)

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成を行う。

- (2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 14億円(19億円)

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

- (3) 自治体と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施 7.4億円(4.3億円)

外国人労働者の地域での受入れ・定着に積極的に取り組む都道府県において、都道府県労働局と連携して外国人労働者の円滑な職場・地域への定着支援を行うモデル事業を引き続き実施する。

(4) 外国人求職者等に対する就職支援 16億円(18億円)

① 外国人留学生等に対する相談支援の実施 8.1億円(8.1億円)

ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、新たに大学と協定を締結する等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援までの一貫した支援を実施する。

② 定住外国人等に対する相談支援の実施 2.6億円(2.1億円)

定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク(外国人雇用サービスコーナー)において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

③ 外国人就労・定着支援研修の実施 5.6億円(8.0億円)

日系人等の定住外国人を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。

(5) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備 8.3億円(4.9億円)

ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話通訳・多言語音声翻訳機器の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制の整備を図る。

また、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9.1億円

ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

(6) 外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施 62億円(64億円)

外国人技能実習機構において実習実施者及び監理団体による雇用管理改善を促進するための事業等を実施するほか、監理団体・実習実施者に対する実地検査等により、制度の適正な運用を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により実習継続が困難となった技能実習生等への相談体制等を充実する。

第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、柔軟な働き方の促進をするとともに、安全で健康に働くことができる職場づくり、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などにより、労働環境の整備を実施する。

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

当初31億円(6.4億円)

(1) 「新しい働き方」に対応した良質な雇成型テレワークの導入・定着促進

28億円(3.1億円)

雇成型テレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センターによる働き方改革推進支援センターと連携した各都道府県での個別相談対応の充実やセミナーの開催等により、ガイドラインに沿った事業主の取組を促すとともに、テレワークを実施する中小企業への支援を充実する。

(2) 雇用類似の働き方の者と発注者との契約等のトラブルに関する関係省庁と連携した相談支援等

86百万円(85百万円)

雇用類似の働き方の者と発注者等との契約等のトラブルについて、関係省庁と連携して相談できる窓口を整備する。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

2.4億円(2.4億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成30年1月策定、令和2年9月改定)等の周知等を行う。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり

当初297億円(326億円)

(1) 職場における感染防止対策等の推進 10億円(4.8億円)

新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等における利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行う。

(2) 長時間労働の是正 173億円(196億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 124億円(147億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施する。

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善(一部再掲・①参照) 60億円(59億円)

自動車運送業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業(IT業界)については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進(一部再掲・①参照) 24億円(27億円)

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを引き続き作成するほ

か、中小企業が活用できる助成金制度を推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、導入促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 32億円（35億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催するとともに、高校・大学の教員等に対して労働法の教え方に関する指導者用動画を作成する。

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し 20百万円（21百万円）

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 1.9億円（2.2億円）

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントや学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

⑦ 不妊治療と仕事の両立（再掲・72ページ参照）【一部新規】

5.0億円（23百万円）

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 126億円(132億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

106億円(113億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の養成や働き方の多様化に対応した安全衛生対策の実態調査、介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、スマート保安の推進の観点から、ボイラー等の性能検査に自主検査等を導入した場合の検査周期の長期化等について検討を行う。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

6.8億円(3.3億円)

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成を行うとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

51億円(51億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

17億円(17億円)

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」プロジェクトを推進する。また、小規模事業場向けの相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、改正石綿障害予防規則(令和2年7月1日公布、一部を除き令和3年4月1日施行)に基づき、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底する等の施策の充実を図る。

3 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 補正608億円、当初463億円(374億円)

- (1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援（一部再掲・79ページ参照） 96億円（105億円）

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を実施するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しする個別訪問支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を行う。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援等（再掲） 608億円
コロナ禍において大幅な賃上げが難しい中でも、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

また、生活衛生関係営業者が「新しい生活様式」に適応し、生産性向上に向けた取組が行えるよう相談指導等の支援を実施する。併せて、生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を引き続き実施するとともに、ポストコロナに向けた設備投資促進のための支援を行う。

- (2) 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等【一部新規】（再掲・59ページ参照） 88百万円（2.1億円）

最低賃金に関する周知や被用者保険適用拡大の制度周知等を行う収益力向上等に関するセミナーの開催等により、生活衛生関係営業者の収益力の向上を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績を回復するための環境を整える。

- (3) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援（一部再掲・79ページ参照） 80億円（103億円）

働き方改革関連法における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に関する規定の適正な履行確保を行うため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や個別訪問支援、出張相談、セミナー等に加

え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施するほか、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を行うことにより、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

(4) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 222億円(79億円)

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 90億円(128億円)

① 非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への助成金による支援

80億円(110億円)

非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定を行うなど処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。

② 無期転換ルールの円滑な運用 1.2億円(1.2億円)

労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を行う。

③ 人事評価制度や賃金制度の整備による取組の支援 9.2億円(17億円)

人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

(6) 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

7.6億円(2.6億円)

中小企業等において、被用者保険の適用拡大に当たり、労働者への丁寧な説明等を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

4 総合的なハラスメント対策の推進

当初42億円(42億円)

(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施 7.6億円(7.3億円)

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会やシンポジウム

の開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談・指導体制を整備するほか、平日の夜間や休日に対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

(2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援 1.6億円(1.5億円)

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が、中小企業においても義務化とされることから、専門家による中小企業への個別訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行うとともに、中小企業の外部相談窓口の運営等を行う。

(3) 早期の紛争解決に向けた体制整備等 3.3億円(3.3億円)

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

(4) カスタマーハラスメント対策の推進 1.7百万円(1百万円)

顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント対策を推進するため、対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知を行う。

5 治療と仕事の両立支援

当初33億円(34億円)

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 1.6億円(1.6億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築(一部再掲・(1)参照)

3.3億円(3.4億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターの育成・配置促進等を図る。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するため、がん、難病、脳卒中、肝疾患、糖尿病、心疾患について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した疾患別サポートマニュアル等の普及を図る。

ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、相談支援体制の拡充を図る。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を引き続き実施する。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を引き続き実施する。

若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

第6 地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの 安心確保

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進、生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進、成年後見制度の利用促進、自殺総合対策の推進などを図り、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的 支援体制の整備促進 当初116億円(39億円)

(1) 重層的支援体制整備事業の実施【新規】 76億円

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

(2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等【一部新規】 40億円(39億円)

市町村による重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備支援、都道府県による市町村への後方支援、重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

2 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 補正4,344億円、当初640億円(574億円)

(1) 生活困窮者等の自立支援の強化、住まい確保・定着支援、住居確保給付金の支給(重層的支援体制整備事業分を含む)【一部新規】

554億円の内数(489億円の内数)

休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給等を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 生活困窮者自立支援等の機能強化、ひきこもり支援の推進(再掲) 140億円の内数
自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

また、福祉事務所における面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの業務体制の強化を図る。

ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施(再掲) 4,300億円
新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。

また、保育士資格、介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金や、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金等の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

- (2) ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援(再掲・64ページ参照)
84億円(83億円)
- (3) 生活困窮者等を雇い入れる事業主への助成(再掲・65ページ参照)
1.2億円(1.7億円)
- (4) ひきこもり支援及び地域社会に向けた情報発信の推進【一部新規】(再掲・70ページ参照)
554億円の内数(489億円の内数)

3 生活保護制度の適正実施

補正4.8億円、当初2兆8,699億円(2兆8,700億円)

- (1) 生活保護に係る国庫負担 2兆8,218億円(2兆8,219億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

(2) 生活保護の適正実施【一部新規】

161億円(160億円)

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 介護・福祉分野におけるデジタル化・データ連携の推進(再掲) 36億円
介護保険関係業務や障害福祉関係業務、生活保護関係業務について、自治体における業務プロセスや情報システムの標準化等を行いデジタル化を推進する。また、対面を伴わないデータ連携を行うための環境を整備し、業務の効率化を図る。
- 生活困窮者自立支援等の機能強化、ひきこもり支援の推進(再掲) 140億円の内数
自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
また、福祉事務所における面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの業務体制の強化を図る。
ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

4 成年後見制度の利用促進

補正140億円の内数等、当初5.9億円(8.0億円)

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】

5.9億円(8.0億円)

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを引き続き推進する。また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 成年後見制度の利用促進 140億円の内数等
中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を促進する。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（82億円の内数）
地域生活支援事業費等補助金513億円の内数（505億円の内数）
地域支援事業交付金1,942億円の内数（1,972億円の内数）

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

5 自殺総合対策の推進

補正140億円の内数、当初34億円(33億円)

(1) 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進【一部新規】

28億円(26億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、SNS等を活用した相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築するとともに、コロナ禍において、民間団体が実施する相談体制等への継続的な支援を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化（再掲） 140億円の内数
新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりが今後も懸念されることから、引き続き、自治体が発行する自殺防止に関する相談支援体制の拡充等への支援を行う。

(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】

6.7億円(6.7億円)

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

6 福祉・介護人材確保対策等の推進

補正76億円、当初1,053億円(1,006億円)

(1) 総合的・計画的な介護人材確保の推進（再掲・34ページ参照）

137億円(82億円)

(2) 介護職員の処遇改善の促進（再掲・35ページ参照）

508億円(508億円)

(3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信（再掲・36ページ参照）

5.6億円（6.8億円）

(4) 介護人材の確保のための新たな返済免除付き貸付事業の創設【新規】（再掲・36ページ参照） 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

(5) 外国人介護人材の受入環境の整備（再掲・36ページ参照）9.5億円（11億円）

(6) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 4.1億円（12億円）

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(7) ハローワークの専門支援窓口拡充、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進（再掲・67ページ参照） 45億円（39億円）

(8) 優良基準の明確化等による優良な民間人材サービス事業者の推奨（再掲・68ページ参照） 88百万円（97百万円）

(9) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援【新規】（再掲・67ページ参照） 8.5億円

(10) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

265億円（274億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(11) 災害時における福祉支援体制の整備推進【一部新規】

3.8億円（3.6億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援を行うため、新たに「災害福祉支援コーディネーター（仮称）」の配置を支援するなど、都道府県における「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組成・強化を支援する。また、災害時に社会福祉協議会による災害ボラ

ンティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

7 矯正施設退所者の地域生活定着支援【一部新規】

当初13億円(8.3億円)

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設退所者に加え、高齢又は障害により支援を必要とする被疑者・被告人等に対し、司法関係機関等と連携・協働しつつ相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。

8 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

当初204億円(217億円)

(1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護 65億円(74億円)

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護のため、援護年金等について必要な経費を措置する。特に、令和2年4月から請求受付が開始された戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に必要な事務費を引き続き措置するとともに、令和3年4月から請求受付が開始される戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に必要な事務費を措置する。

(2) 戦没者遺骨収集等の推進 28億円(30億円)

これまでの資料調査等で得られた情報をもとに、残された遺骨の収集に向け、南方地域の現地調査や旧ソ連地域の埋葬地調査を引き続き実施するとともに、硫黄島における滑走路地区の調査等を計画的に実施し、遺骨収集事業の一層の推進を図る。また、DNA鑑定の体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用を通じ、遺族への遺骨の返還を推進する。

(3) 中国残留邦人等の援護など 98億円(99億円)

中国残留邦人等への援護を着実に実施するほか、抑留者関係資料の取得及び特定作業について必要な経費を措置する。

第7 子どもを産み育てやすい環境づくり

「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援を行うとともに、保育人材の確保・処遇改善を図ることで「希望出生率1.8」の実現を目指す。また、児童虐待防止対策・社会的養育、母子保健医療対策、子どもの貧困とひとり親家庭対策を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など 補正781億円、当初2,902億円(3,118億円)

(1) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等 969億円(1,085億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

① 保育の受け皿整備 602億円(767億円)

必要な者に適切な保育が提供されるよう、「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等について、引き続き実施するとともに、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

② 保育人材確保のための総合的な対策 191億円(190億円)

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を支援するとともに、保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援する。

保育士の負担を軽減するため、保育士の補助を行う保育補助者等の配置を支援するとともに、保育士宿舎借り上げ支援事業について、対象事業者の要件等を見直す。

③ 多様な保育の充実 110億円(70億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、モデル事業を一般事業化し、保育所等における看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修

の受講等への支援を実施するとともに、広域的保育所等利用事業（巡回バス事業）について、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。

外国籍の子どもが多い保育所等について、保育士の加配を支援する。

- ④ 認可外保育施設の質の確保・向上 20億円（29億円）
- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- 指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 福祉施設における感染拡大防止等への支援（再掲） 1,459億円
福祉施設において、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の支援や物資の確保等、感染症対策を徹底しながら介護、障害福祉、児童福祉等のサービスや事業を継続的に提供するための支援等を行う。
- 待機児童解消に向けた保育の受け皿整備 317億円
保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。
- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施（再掲） 4,300億円
新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。
また、保育士資格、介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金や、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金等の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 保育分野におけるICT等導入支援（再掲） 14億円
保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で都道府県が実施する保育士等キャリアアップ研修等が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

(2) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

3兆3, 161億円(3兆2, 896億円)

※内閣府において計上(一部厚生労働省計上分を含む)

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1兆7, 163億円(1兆6, 383億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

イ 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

<令和3年度予算案における主な充実事項>

- ・ 利用者支援事業の基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援
- ・ 利用者支援事業の特定型(保育コンシェルジュ)について、待機児童数が50人未満である市区町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直し
- ・ 利用者支援事業の母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等)を配置するため、単価を拡充
- ・ 放課後児童クラブの育成支援の質の向上等を図るため、遊びや生活の場の清掃、消毒等の運営に関わる業務、児童が宿題等に取り組むような促しや進捗管理等のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員を配置した場合の加算を創設
- ・ 病児保育事業の補助単価について、提供体制を安定的に確保するため、利用児童数の変動によらない基本単価を引き上げ

等

② 放課後児童クラブの受け皿整備（一部再掲・①イ参照）

1, 092億円（978億円）

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行う。

③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1, 939億円（2, 273億円）

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

＜令和3年度予算案における主な充実事項＞

- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、「新子育て安心プラン」に基づき、割引券の補助枚数を引上げ
- ・ 子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）を創設

④ 児童手当

1兆2, 949億円（1兆3, 262億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

※「全世代型社会保障改革の方針」において、児童手当については、「少子化社会対策大綱」等に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとされた。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

1, 756億円（1, 756億円）

① ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

1, 756億円（1, 756億円）

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。

② 養育費に関する支援

159億円（133億円）

養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するとともに、離婚前からの親支援の充実及び養育費の履行確保に資する先駆的な取組の推進を図る。

- ③ 子どもの学習・生活支援事業の推進 554億円の内数（489億円の内数）
生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業を推進する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- ひとり親家庭のワンストップ相談体制の構築・強化 4.0億円
ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る自治体の取組を支援する。
- 生活困窮者自立支援等の機能強化、ひきこもり支援の推進（再掲） 140億円の内数
自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
また、福祉事務所における面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの業務体制の強化を図る。
ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

（4）不妊症・不育症に対する総合的支援の推進 37億円（153億円）

- ① 不育症検査への助成【新規】 12億円
不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある不育症検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。
- ② 不妊症・不育症に対する相談支援等の拡充【一部新規】6.3億円（1.0億円）
不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーンケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。
- ③ 里親・特別養子縁組制度の普及啓発【一部新規】（再掲・②参照、後掲・99ページ参照） 8.4億円（1.8億円）
不妊治療実施医療機関などにおける、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化する。

④ 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法のための支援【新規】(再掲・52ページ参照) 11億円

⑤ 不妊治療と仕事の両立【一部新規】(再掲・72ページ参照) 5.0億円(23百万円)

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 不妊治療の助成の拡充 370億円
不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の拡充(現行1回15万円(初回のみ30万円)のところ、1回30万円とする)等を行う。

(5) 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進 159億円(277億円)

① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】 101億円(87億円)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等)を配置するための単価の拡充を図る。

※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府において計上)を活用して実施

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査等を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図る。

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援やNPO等によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産前・産後母子支援事業を推進する。

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、育児等サポーターによる産前・産後における日常の育児に関する介助等の支援を行う事業の拡充を行うとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

出産・子育てに関して悩む父親支援のため、ピアサポート支援や、産後うつ対応

を行うカウンセラー配置に係る支援の補助を創設する。

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

妊産婦等への出生前検査（NIPT 等）に係る相談支援体制の整備を行うため、相談支援の実施や、相談支援員の研修に係る補助を創設する。

② 不育症検査への助成【新規】（再掲・96ページ参照） 12億円

③ 不妊症・不育症に対する相談支援等の拡充【一部新規】（再掲・96ページ参照）
6.3億円（1.0億円）

④ 予防のための子どもの死亡検証体制整備【一部新規】 1.3億円（59百万円）
予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、予防のための子どもの死亡検証に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。また、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県におけるデータ検証に対する技術的支援を実施する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 不妊治療の助成の拡充（再掲） 370億円
不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の拡充（現行1回15万円（初回のみ30万円）のところ、1回30万円とする）等を行う。
- 妊産婦等への支援 46億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等や健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援を行う。

2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

補正166億円、当初1,735億円（1,731億円）

（1）児童虐待防止対策の推進

① 児童相談所の体制強化等【一部新規】

児童福祉司の人材確保を進めるため、通信課程（1年）を活用した任用資格の取

得を支援する事業を創設するとともに、自治体が行う採用活動への支援について、今後、児童相談所を設置する予定の自治体を補助対象に加えるよう、事業を拡充する。

② 地域における子どもの見守り体制の強化等【一部新規】

児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助の拡充を行う。加えて、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に対する補助を行う。さらに、市区町村における相談支援体制の強化に向けて、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を拡充する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り支援の強化 3.6億円
子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を行う。
- ICTの活用等による児童虐待等の相談支援体制の強化 5.7億円
児童相談所、婦人相談所及び児童養護施設等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに業務負担の軽減を図る。
また、児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援する。
- 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築等 7.9億円
子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築するとともに、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施する。
また、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤルについて、無料化を行う。

(2) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向け

て、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、市町村と連携した里親等委託の推進、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築等、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。

- ・ ファミリーホームの養育者の負担軽減を図るため、補助者を配置するための補助を拡充する。
- ・ 子どもの出自を知る権利に関する支援等に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や養親希望者の手数料負担の更なる軽減等を実施するなど、特別養子縁組の取組を推進する。
- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等を支援する。

（３）虐待を受けた子どもなどへの支援の充実

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、

- ・ 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援が実施出来るよう補助を拡充するほか、医療機関等との連携に必要な経費の支援や退所者の法律相談に対応するための補助の創設等を行う。
- ・ 児童養護施設等の退所者に対して、入院時の身元保証に対する補助を創設するとともに、保証人の範囲の拡大や同一の保証人から複数の保証を受けられるようにするなどの運用改善を行う。

（４）困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進【一部新規】

236億円（206億円）

モデル事業として実施してきた若年被害女性等支援事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行する。

婦人相談所における24時間相談対応の実施や、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営等を推進する。

民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

| | |
|---|------------------|
| ☆一時保護の受入体制の強化、里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能の強化、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進 等 | 1,314億円（1,314億円） |
|---|------------------|

第8 障害児・者支援の総合的な推進

障害児・障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実、地域生活支援の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

補正87億円、当初2兆2,148億円(2兆1,211億円)

- (1) 良質な障害福祉サービス等の確保 1兆6,789億円(1兆5,842億円)
障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保する。

☆障害福祉サービス等報酬改定への対応

福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%とする。

※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05% (令和3年9月までの間)

- (2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 513億円(505億円)

障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

- (3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 48億円(68億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 福祉施設における感染拡大防止等への支援 (再掲) 1,459億円
福祉施設において、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の支援や物資の確保等、感染症対策を徹底しながら介護、障害福祉、児童福祉等のサービスや事業を継続的に提供するための支援等を行う。

- 介護・福祉分野におけるデジタル化・データ連携の推進（再掲） 36億円
介護保険関係業務や障害福祉関係業務、生活保護関係業務について、自治体における業務プロセスや情報システムの標準化等を行いデジタル化を推進する。また、対面を伴わないデータ連携を行うための環境を整備し、業務の効率化を図る。
- 医療施設、社会福祉施設等の防災対策（再掲） 110億円
医療施設や障害者支援施設、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

（４）障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,587億円（2,604億円）

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）や障害児入所施設を利用する者等に対する医療を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

（５）障害福祉の仕事の魅力発信 15百万円（15百万円）

障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等を活用した広報を行うとともに、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。

（６）障害児支援の推進 15億円（12億円）

① 医療的ケア児への支援の拡充【一部新規】（一部再掲・92ページ参照）

9.0億円（5.8億円）

地域において、医療的ケア児を受け入れる体制を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充し、相談体制の整備を進めるとともに、医療的ケア児等への支援者の養成、地域で関係者が協議を行う場の設置、医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築、専門的な薬剤師の養成等を通じた適切な薬物療法提供のための連携体制構築、医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施する。

また、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、モデル事業を一般事業化し、保育所等における看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

② 新生児聴覚検査及び聴覚障害児支援の推進【一部新規】（一部再掲・97ページ参照） 6.1億円（6.0億円）

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

また、保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う地域の巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などの聴覚障害児支援のための中核機能の整備などにより、聴覚障害児の早期支援の推進を図る。

(7) 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】 4.6億円（4.1億円）

障害者文化芸術活動推進法を踏まえ、芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援のための都道府県センターの設置促進や障害者芸術・文化祭を開催する。

(8) 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】 4.2億円（3.7億円）

令和2年7月に策定された読書バリアフリー基本計画を踏まえ、視覚障害者等が読書に親しめる環境を整備するため、インターネットを活用した点訳・音声図書の提供等を推進する。

また、令和2年6月に公布された電話リレーサービス法を踏まえ、公共インフラとして着実な実施を図るため、手話通訳者等の養成の推進や、新しい手話表現の普及などの取組を促進する。

(9) アルコール健康障害対策の推進【一部新規】 19百万円（16百万円）

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及及びアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を推進する。

(10) 教育と福祉の連携の推進 513億円の内数（505億円の内数）

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、教育委員会や福祉部局、学校、障害児通所支援事業所等の関係者が障害児への切れ目のない支援について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策、依存症対策の推進

当初221億円(222億円)

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

7. 2億円(6. 4億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。

また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスやうつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる基盤整備・体制整備を推進する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

17億円(17億円)

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を併発している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、関係機関（警察、消防、一般救急等）との連携を図りながら、引き続き体制を整備する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(3) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など

187億円(190億円)

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等、更なる医療の質の向上を図る取組を推進する。

(4) 依存症対策の推進（一部再掲・2（2）参照）

9. 4億円(9. 3億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症患者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成や情報発信等に取り組む。

都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材育成、依存症相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定・設置を行うことにより、依存症

相談支援・治療体制、各地域における包括的な連携協力体制の整備等を推進する。また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援や依存症の実態を把握するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

当初7.0億円(6.3億円)

(1) 発達障害児・発達障害者に対する地域支援機能の強化【一部新規】

2.7億円(2.2億円)

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化することで、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図り、発達障害児者に対する地域支援機能を強化する。

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

93百万円(82百万円)

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関におけるアセスメント対応職員の配置を進める。

(3) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

1.6億円(1.6億円)

都道府県及び市町村において、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング、青年期の発達障害者に対する居場所作り等を実施することにより、発達障害児者及びその家族の支援を推進する。

(4) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及

1.4億円(1.3億円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者への就労支援の推進

補正44百万円、当初192億円(180億円)

- (1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 (再掲・73ページ参照)
137億円(135億円)
- (2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化
【一部新規】(再掲・74ページ参照) 32億円(31億円)
- (3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進【一部新規】(再掲・74ページ参照)
15億円(12億円)
- (4) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援(再掲・75ページ参照)
7.7億円(505億円の内数)
- (5) 就労支援事業所等で働く障害者への支援 14億円(14億円)
 - ① 工賃向上等のための取組の推進 6.4億円(6.0億円)
一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。
全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
 - ② 障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進
7.9億円(7.6億円)
就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。
 - ③ 共同受注窓口を通じた全国的な受発注支援体制の構築【新規】 16百万円
就労継続支援事業所の全国的な受発注を進め、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保するため、その取組実績がある法人のノウハウを活かし、その法人が、全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理するとともに、自らも各

地の共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援を実施する。

(6) 農福連携による障害者の就農促進 3.5億円(3.3億円)

① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施(一部再掲・(5)①参照)
3.4億円(2.8億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、過疎地域における取組を後押しする。

② 様々な産業と福祉との連携に向けた障害者就労のモデル事業の実施
17百万円(52百万円)

農業、林業、水産業に加え、環境や伝統工芸など、地域と関わりの深い様々な産業と福祉の連携を推進する地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック(事例集・マニュアル)を作成するとともに関係者による〇福(マルフク)連携推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

第9 安心できる年金制度の確立

国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットである公的年金制度について、持続可能で安心できる年金制度を確実に運営する。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

当初12兆6,213億円(12兆4,615億円)

基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 日本年金機構による公的年金業務等の着実な実施(一部再掲・83ページ参照)

当初3,270億円(3,254億円)

日本年金機構において、年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策を推進するとともに、引き続き、年金記録の管理、適用、徴収、給付、相談等の各業務及び年金生活者支援給付金の支給事務を正確、確実かつ迅速に行う。また、被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援を行う。

3 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の着実な実施(一部再掲・2参照)

当初18億円(20億円)

パソコンやスマートフォンでいつでも年金記録の確認等ができる「ねんきんネット」の利用登録を促進する等により、その普及を強力的に推進する。

未統合記録については、解明に向けた取組を引き続き実施するとともに、年金記録の訂正手続を着実に実施する。

第10 施策横断的な課題への対応

1 統計改革の推進【一部新規】 当初3.2億円(5.4億円)

厚生労働省における統計改革を推進するため、

- ・統計に関する認識・リテラシー向上等を目的として、研修内容の更なる充実や専門的な知識を有する統計データアナリスト・統計データアナリスト補の育成に資する研修の在り方に関する調査研究等
- ・統計を適切に作成することを目的として、現行統計処理システムが抱えるプログラム言語の課題等を踏まえた次期統計処理システムの方向性に係る実現性検証のための調査研究の実施等
- ・非常時における統計調査継続のための検討を実施する。

2 厚生労働省改革の推進【一部新規】 当初1.5億円(1.4億円)

職員一人ひとりの意欲と能力の向上による組織力・政策立案能力の強化を図るため、改革工程表に掲げられた各改革項目等に沿って、厚生労働省の業務改革・人事制度改革等を着実に実施する。

3 国際問題への対応 補正105億円、当初50億円(66億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 1.4億円(2.7億円)

① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進 7.0億円(2.0億円)

国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、G20大阪サミット等での成果も踏まえ、WHOなど国際機関への拠出を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(※)の達成に向けた保健システムの強化、日本の知見に期待が寄せられる高齢化・認知症対策、また、アジア・アフリカ地域での薬剤耐性(AMR)を含む感染症対策に関する支援など、国際協力事業を推進する。

※ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、経済的困難を伴わない形で受けられる状態を指す概念

② 国際労働機関（ILO）を通じた国際協力の推進 6.9億円（7.3億円）

新型コロナウイルス感染症による各国の雇用・社会経済等への影響を考慮し、労働分野の専門性や政労使へのネットワークなどを有するILOへの拠出を通じて労働安全衛生の向上や持続可能な社会保険制度整備など、社会セーフティネットの構築のための国際協力事業を実施し、日系企業の進出が著しいアジア・太平洋地域におけるディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を促進する。

また、ILO本部などに日本の専門家を派遣し、日本の優れた経験やノウハウを活用した事業を実施することで、国際社会における日本のプレゼンスの向上に貢献する。

(2) 国際的な感染症に係るワクチン開発・普及事業の推進【一部新規】

24億円（28億円）

開発途上国における予防接種体制の整備、ワクチンの普及を、Gavi ワクチンアライアンスへの拠出を通じて促進するとともに、世界的に重大な影響を与えうる、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチン開発を、引き続き、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への拠出を通じて促進することで、国際保健分野での貢献を行う。

(3) 抗菌薬の研究開発と診断開発の推進（再掲・50ページ参照）

1.9億円（2.0億円）

薬剤耐性対策の推進に寄与するため、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）への拠出を通じ、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発を促進する。

(4) 国際保健政策人材養成の推進

41百万円（48百万円）

我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、「グローバルヘルス人材戦略センター」を司令塔に、その人材の国際的組織への送り出しや、国内組織での受入れ等を引き続き支援する。

(5) 経済連携協定などの円滑な実施

7.4億円（7.3億円）

経済連携協定（EPA）などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入れ施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

(6) アジア諸国との医薬品・医療機器規制調和等の推進 2.0億円(1.8億円)

アジアの人々が日本の優れた製品の恩恵を受けられるよう、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月健康・医療戦略推進本部決定)及び同実行戦略(令和2年7月同本部決定)に基づき、規制当局責任者で構成される「アジアネットワーク会合」の定期開催、PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターが国内外で実施する海外規制担当者向けセミナーの拡充等を通じて、アジア諸国の医薬品・医療機器規制調和を一層推進する。さらに、国際的な連携強化の一環として、途上国等で調達される医薬品に関するWHOの事前認証(PQ)審査にPMDAの審査・査察結果が活用されるよう、両者の協働を図る。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 国際機関等を通じた国際貢献の推進 105億円
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大及び国内流入防止等のため、WHO、Gavi、CEPI等への拠出を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症のワクチン普及、保健システムの強化、国際的な感染症に係るワクチン開発・医薬品研究開発等を支援する。

4 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン等の実施【一部新規】 補正90億円、当初196億円(240億円)
※予算額には、医療情報化支援基金の額を含まない。

保健医療情報を本人や本人の同意を得た医療機関等で確認できる仕組みの推進などを内容とする「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」を実施するとともに、保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結して分析可能な環境と民間事業者を含め幅広い主体へ提供する仕組みの整備や社会福祉法等の改正に対応するための市町村介護保険事務システム等の改修等を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 保健医療情報等の利活用(再掲) 51億円
保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベース等で保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能な環境の整備を行う。
また、保健医療情報を本人や本人の同意を得た全国の医療機関等で確認できる仕組みの対象となる情報項目を手術の情報などに拡大するため、必要なシステム改修を行う。

- 新たな日常にも対応する処方箋等の電子化に向けたシステム構築（再掲） 61億円
オンライン資格確認等システムの基盤を活用し、処方・調剤業務の効率化のほか、重複投薬の防止等にも資する電子処方箋管理システムを構築する。
また、レセプト情報等の利活用が推進されるため、訪問看護レセプトの電子化を推進する。

5 社会保障に係る国民の理解の促進、国民の利便性向上等の 取組等 当初4.5億円(4.5億円)

(1) 情報セキュリティ対策 3.9億円(3.9億円)

厚生労働省及び関係機関の情報セキュリティ対策にかかる実効性の向上を図るため、外部事業者を活用した情報セキュリティ監査などを実施することにより、国民が安心して厚生労働行政のサービスを受けることができるよう情報セキュリティ対策の充実に取り組む。

(2) 社会保障教育の推進 61百万円(62百万円)

社会保障教育への理解促進を目的に、引き続き、高校教員向けの研修会を実施する。また、現行の各種教材に対する教職員等の意見を踏まえ、より効果的で様々な利用局面に対応できる教育ツールを開発し、学校現場へ提供する。